

江川漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、江川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、うぐい、おいかわ（はえ）、すずき、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網（にごりかき）、投網による遊漁の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第7条の遊漁料を同条第3項の方法により納付しなければならない。

(漁具、漁法等の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア. 漁具、漁法	イ. 規模
投網	網目センチメートル（11節）以上
たも網（にごりかき）	

2 遊漁する場合に船を使用してはならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁に限り、邑智郡美郷町信喜橋下流から浜原ダム堰堤中心より200メートル上流に至るまでの区域は除く。

3 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法で遊漁する場合の遊漁承認証は、イ欄に掲げる種類及びウ欄に掲げる区域とし、エ欄に掲げるとおり制限する。

ア. 漁具、漁法	イ. 遊漁承認証の種類	ウ. 遊漁できる区域	エ. 制限
投網	本支流券	江の川本流及び支流	1. 遊漁承認証は日券のみとし、発行枚数は年間80枚以内とする。 2. 支流において遊漁する場合は江川漁業協同組合の指定する河川において遊漁しなければならない。
	本流券	江の川本流	

4 江の川本流及び支流の境界は河川管理区域の境界標示とし、境界標示がない場合は、支流の兩岸の突端を境界とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア. 魚種	イ. 期間
あゆ	組合が定めて公表する日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	8月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
うぐい	
おいかわ(はえ)	
すずき	
やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)	3月1日から8月31日まで
ごぎ(いわなを含む。)	

- 2 前項にかかわらず、親魚保護のため、あゆの遊漁に限り10月25日から12月10日までの間を禁漁とする。
- 3 第1項にかかわらず、産卵保護のため、もくずがにの遊漁については、江の川本流江津市松川町太田地区から下流を10月20日から11月20日までの間、禁漁とする。
- 4 組合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整を図るために、内共第5号第五種共同漁業権行使規則第4条第1項の規定により期間、区域を指定し採捕を禁止した場合は、その範囲で遊漁を禁止することができる。
- 5 第1項及び第4項の公表は、組合及び組合が委託する取扱店に掲示するほか、組合ウェブサイト(<https://www.gougawa-shimane-1.or.jp>)にて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種を対象にイ欄の区域内においては、ウ欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

ア. 魚種	イ. 区域	ウ. 期間
あゆ	濁川断魚溪上流	組合が定めて公表する日から7月9日まで
ごぎ (いわなを含む。)	支流亀谷川	3月1日から8月31日まで

- 2 前項の公表は、組合及び組合が委託する取扱店に掲示するほか、組合ウェブサイト(<https://www.gougawa-shimane-1.or.jp/tsuri/shop.html>)にて公表するものとする。

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

ア. 魚種	イ. 大きさ
もくずがに	甲羅幅7センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下のときは無料、身体障がい者も無料とするが、あゆについては、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額と

し、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

ア. 水産動植物	イ. 漁具、漁法	ウ. 期間	エ. 遊漁料
あゆ	手釣、竿釣	1日	3,000円
		1年	12,000円
	投網	1日	4,000円
		1年	19,000円
こい	手釣、竿釣	1日	1,000円
うなぎ			
うぐい			
おいかわ（はえ）			
すずき		1年	5,000円
もくずがに			
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）			
ごぎ（いわなを含む。）			

- 2 第3条第2項の区域において船を使用する場合は年額1,000円の遊漁料を別途納付する。
- 3 遊漁料は、組合のウェブサイトで公表した場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。
- 4 同一人が二種類以上の魚種について遊漁する場合、又は二種類以上の漁具、漁法により遊漁する場合の遊漁料はその内最も高い方の遊漁料とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- （1）氏名
- （2）有効期限
- （3）注意事項
- （4）その他必要な事項
- （5）発行者

（違反者に対する措置）

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則 この規則は令和 5 年 9 月 1 日より施行する。

附則 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項の表の改正規定は令和 8 年 1 月 1 日から施行する